

4 各教文第 346 号の 2  
令和 4 年 12 月 28 日

各務原市教育委員会事務局  
教育施設整備推進室長 様

各務原市教育委員会  
教育長 加藤 壽志

## 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査について（回答）

令和 4 年 10 月 28 日付で申請のありました埋蔵文化財包蔵地試掘申請により、下記の通り試掘調査を実施した結果、埋蔵文化財の所在は確認されませんでした。

しかしながら、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で工事を行う際には、文化財保護法第 94 条 1 項に基づく通知の提出が必要となります。提出は各務原市教育委員会事務局文化財課までお願いします。

なお、工事中に埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法第 96 条第 1 項（遺跡の発見に関する届出、停止命令）の規定により、その現状を変更することなく、遅滞なく岐阜県へ届け出る必要がありますので、市教育委員会文化財課までお知らせください。

## 記

1. 調査実施日 令和 4 年 12 月 20、21 日
2. 申請地 各務原市各務山の前町 2 丁目 152 番 1、158 番 1、159 番 160 番、161 番、169 番、170 番
3. 遺跡名（種類） 西之野遺跡（散布地）

各務原市教育委員会 文化財課  
担当 福井

TEL	058-383-1475
FAX	058-389-0218

# 試掘調査箇所（各務山の前町2丁目地内）

1:2500

